

平成24年3月15日  
警 察 庁

### 不正アクセス禁止法改正案第7条の適用について

不正アクセス禁止法改正案第7条では、いわゆるフィッシング行為を禁止することとしておりますが、フィッシング行為は利用権者を誤認させることを意図して行われるものであることから、第7条柱書において「アクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて」との要件を付しております。

すなわち、改正案第7条は、利用権者を誤認させようとする意図を持って第1号又は第2号に該当する行為を禁止するものであります。

よって、行為者に「誤認させてやろう」とする意図がないのに、受け手が勝手に誤認してしまったような場合は、改正案第7条には該当せず、処罰対象となることはありません。